

# 久留米大学医学部附属病院長等候補者選考基準

令和4年9月26日

久留米大学医学部附属病院長等候補者選考委員会

久留米大学医学部附属病院長等選考内規第3条に基づき、久留米大学医学部附属病院長等候補者選考基準を以下のとおり定める。

1. 医師免許を有している者
2. 高度な医療を司る病院の管理運営上必要な資質・能力を有する者
3. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有する者
4. 久留米大学医学部附属病院及び同医療センターの臨床系の教授である者
5. 久留米大学医学部附属病院及び同医療センターにおいて、各々が掲げる理念・目標を実現するために必要な資質・能力を有する者

## 【医学部附属病院】

- 理念：人と地球にやさしい、生命(いのち)を慈しむ医療
- めざす医療
  1. 患者中心の医療  
生命の尊さにもとづき、患者や家族の権利を尊重し、心のかよう医療を行います。
  2. 共生の医療  
地球環境にやさしい共生の医療をめざします。
  3. 高度で安全なチーム医療  
安全性を確保し、高度で専門的なチーム医療の確立をめざします。
  4. 地域と共に歩む医療  
地域医療機関との連携を密にした、継続性のある医療を行います。
  5. 優れた医療人の育成  
教育機関として高水準の医療技術と思いやりを備えた医療人の育成に努めます。

## 【医療センター】

- 理念：心が通い、信頼される医療
- めざす医療
  1. 皆さまの権利とプライバシーを尊重します。
  2. 十分な説明と同意のもとに、最新かつ安全なチーム医療を行います。
  3. 地域に開かれた病院として、健康と福祉の向上に努めます。
  4. 確かな医療技術と豊かな人間性を備えた医療人を育てます。